

COI プログラム 重要事項説明書
(規約)



COI 留学エージェンシー

株式会社ナチュラルワークス

第一章 総則

第1条（適用範囲）

1 株式会社ナチュラルワークス（以下、「当社」といいます。）がおお客様との間で締結する COI プログラムに関する契約は、この御申込書及び本規約の定めるところによります。本規約に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当社が法令に反しない範囲で書面により、おお客様との間で個別の特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が、御申込書及び本規約に優先します。

3 本規約により提供される COI プログラムは、旅行業法第2条規定の「旅行業」には該当しないサービスを対象としています。おお客様において、旅行業法第2条規定の「旅行業」に該当するサービス(航空券手配)を希望される場合、おお客様と当社との間で別途契約を締結する必要があります。この場合の別途契約とは、メール、電話、契約書面の取交しなど、いずれかの方法により、上記サービスに関するおお客様の当社に対する申込みの意思表示と、当社のおお客様に対する承諾の意思表示が合致したことをいい、必ずしも別途書面に署名、捺印を要するものではありません。なお、当社は、おお客様との間で上記サービスに係る契約を締結しようとする場合には、契約締結に先立って、上記サービスの内容、おお客様が当社にお支払いする対価に関する事項、当社の旅行業務取扱管理者の氏名その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した書面又はデータをお渡ししてお客様に取引の条件をご説明しています。また、当社は、おお客様との間で上記契約を締結したときは、サービスの内容、おお客様が当社にお支払いする対価に関する事項、当社の旅行業務取扱管理者の氏名その他の国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した書面若しくは当該旅行に関するサービスの提供を受ける権利を表示した書面又はそれらに代わるデータをお渡ししています。

第2条（用語の定義）

1 本規約で「COI プログラム」又は「プログラム」とは、当社がワーキングホリデー、インターン、留学等により海外生活をする人々のために企画・運営するサービスプログラムの総称です。「COI プログラム」又は「プログラム」には、ワーキングホリデープログラム（海外企業等で就労するプログラム）、インターンシッププログラム（海外企業等でインターンをするプログラム）、ライセンス取得プログラム（海外の教育機関に留学するプログラム）、ファームステイプログラム・オペアプログラム・ホームステイプログラム（ホームステイ先で農業、育児等に携わるプログラム）等のコースプログラムがあります。

2 ご利用戴ける COI プログラムの内容は、受入先の状況、海外事情その他当社の都合により変動することがあります。

第二章 契約の成立

第3条（契約の成立）

1 当社は、おお客様に対し、本規約及び御申込書に予め印刷されている内容に基づき、COI プログラムに関する契約の内容をご説明いたします。

2 お客様が「御申込書」において選択された COI プログラムに関する契約（以下、「プログラム契約」といいます）は、お客様から御記入済みの御申込書のご提出をいただき、当社がそのお申込み内容につき承諾したときに成立します。契約成立後、必ず「御申込書」に記載されたお申込金を、当社指定のお振込み先、お振込み期日までにお振込み下さい。

3 お客様が「御申込書」において、記載及び選択されたプログラムに関する部分は、プログラム契約の一部を構成しプログラムの特性上、本規約の内容と異なる部分がある場合には「御申込書」における記載が本規約に優先するものとします。なお、プログラム契約の成立後、御申込書及び本規約の定めるところにより、申込金のほか、授業料その他の実費、プログラム料金をお支払い頂くこととなります。プログラムの追加依頼に関しては、電子メールまたは書面においてお申込みをされた場合も、正式なお申し込みとして取り扱い、当社がそれに対して承諾した時点でプログラムの追加にかかる契約が成立します。

第4条（拒否事由）

当社は、お客様からお申し込みを受けた場合でも、次の各号に定める事由のいずれかに該当するときには、COI プログラムのご提供をお断りする場合があります。

- (1) お客様ご自身が未成年者である等の理由により、プログラム契約の申し込みについて法定代理人（両親など）の同意が必要な場合に、その同意がないとき。
- (2) 当社が保証人を要求した場合であって、お客様が保証人を立てられないとき。
- (3) お客様が希望する就業先、インターン先、留学先、語学学校、又はホームステイ先（以下、総称して「インターン先等」といいます。）の受け入れ可能枠や必要な手続のための期間に余裕がないなど、客観的に就業、インターン、留学又はホームステイ（以下、総称して「インターン等」といいます。）が実現できる可能性がないことが明らかな場合。
- (4) 過去の既往症又は現在の心身の健康状態がプログラム参加に不適切であると当社が認めたとき。
- (5) お客様の語学力等がプログラム参加に明らかに不足しているなど、プログラム参加に適した条件が明らかに備わっていないと当社が認めたとき。
- (6) 現地の治安状況その他の事情により、当社がお客様の安全を確保できない、あるいはプログラムの実施に障害があると判断したとき。
- (7) プログラムのスムーズな運営に支障をきたす虞があると当社が判断したとき。
- (8) お申し込みについて承諾することが、プログラムの目的、趣旨等に照らし、ふさわしくないと当社が判断したとき。
- (9) その他、COI プログラムをご提供することが不相当であると当社が合理的に判断したとき。

第5条（必要書類）

COI プログラムに基づく各種手続に必要な書類は、当社より別途書類を交付、電子メールにより送信、又は郵送してご連絡いたします。当社が指定する書類について、必要事項を指定された言語にてご記入の上、必ず当社が指定する期日までに当社の担当者までお送りください。

第6条（旅行保険契約締結義務）

- 1 お客様には、現地でご病気・お怪我された場合に備えて頂くことにより、安心して海外生活を送っていただく

ため、海外旅行傷害保険を締結して頂きます。

2 出発までにお客様が前項の保険契約を締結していない場合、その理由を当社(担当者)に対して説明して頂きます。

第三章 プログラムの範囲

第7条 (渡航前サポートサービス)

1 当社が、海外渡航前にお客様にご用意するサポートサービス(以下、「渡航前サポートサービス」といいます)の内容は、ご希望のお客様に対してのみ別途書類を交付、電子メールにより送信、又は郵送してご連絡いたします。

2 お客様の選択されたプログラムの種類によって、渡航前サポートサービスが無い場合又は内容が異なる場合がありますので、渡航前サポートサービスをご希望のお客様は、事前にその内容を当社の担当者までご確認下さい。

3 別途プログラムに応じた個別の規定において渡航前サポートサービスを有償とする規定がない限り、お客様は、当該サービスをプログラム契約締結日からご渡航されるまで無償で受けることができます。

第8条 (現地サポートサービス)

1 当社現地オフィス又は当社現地提携先オフィスのご利用を予定されているプログラムにおいて、海外渡航現地において、お客様にご用意しているサポートサービス(以下、「現地サポートサービス」といいます)の内容は、別紙書面により定められます。ご希望のお客様に対してのみ、別紙書面をご案内致します。

2 お客様の選択されたプログラムの種類によって、現地サポートサービスが予定されていない場合や現地サポートサービスの内容が異なる場合がありますので、契約締結前に担当者へ事前にご確認下さい。

3 プログラムによっては、現地サポートサービスが予定されていない場合でも、オプションとして類似のサービスをご提供できる場合がありますので、

担当者までご確認下さい。なお、オプションとして当該サービスの提供をご希望の場合には、別途当社との間で合意書を締結していただき、当社は、当該合意書に基づきそのサービスの提供を行うこととなります。

4 現地サポートサービスの内容は、当社現地提携先オフィスの事情、海外事情又は当社の都合により、事前の告知なく、変更されることがあることをご了承ください。

第9条 (帰国後サポートサービス)

お客様の帰国後に、当社がお客様に提供するサポートサービスの内容は、次のとおりです。なお、各プログラムに関するサポートサービスの有無又は内容は、別紙書面により定められます。ご希望のお客様に対してのみ、別紙書面をご案内致します。

- (1) 当社の指定する人材派遣会社への登録手続代行
- (2) 国内における就職情報の提供

第10条 (会員資格)

前3条に規定する当社の各種サポートサービスは、プログラム契約を締結されたお客様のみを対象に提供いたします。

第四章 プログラム代金

第 11 条 (COI プログラム代金)

1 当社の COI プログラムの代金及び費用は、別途個別にご案内する「見積書」記載のとおりです。お客様はご希望のプログラムの料金表を必ずご確認ください。また、COI プログラムの申込に際しては、当社において定めた申込金を頂きます。

2 当社がお客様から頂く金銭は、(1) 授業料等の実費部分及び(2) 当社の事務代行等の手数料に対応するプログラム料金 (申込金を含む) からなっております。そのうち、プログラム料金は、初期段階に必要とされる手続、出発段階に必要とされる手続、インターン先等の手配等の手続を行ない、さらに、お客様の選択されたプログラムに応じた現地の受け入れ体制を整えるための一連の手続を完了するまでの事務を対象としております。

第 12 条 (プログラム費用・申込金等の支払方法)

1 実費及びプログラム料金 (申込金を含む) の支払いは、必ず当社の指定する期日までに、指定の口座に振込あるいは他所定の方法で入金してください。この場合の振込手数料等はお客様に負担して頂きます。指定の期日までに入金されない場合、当社としては、手続を停止することもあり、希望の出発時期までに必要な手続を完了できなくなる場合があります。

2 授業料等の実費については、その全額を手続完了前にお支払い頂きます。

3 当社の責によらない事由で実費が変更された場合、当社の指示する方法で必要な差額を頂くことがあります。

4 申込金の入金期日に関しては、「御申込書」において別途記載のない限り、契約日から起算して 3(営業)日以内に入金をしていただくものとします。

第 13 条 (為替差益・差損・料金の変更)

1 実費等を当社が代行して海外に支払うにあたっては、当社所定の為替レートにて決済を行います。

2 当社が日本円でお預かりした実費相当額について、お預り時から各支払い先への支払い時までの間に為替レートが変動し、当社に差益あるいは差損が生じた場合、次項に定める場合を除き、その差益又は差損は当社に帰属するものとし、その清算は致しません。

3 為替相場の著しい変動その他の事情により、当社において、お預かりする実費相当額を変更しなければプログラムに関する手続を続行することが困難であると判断した場合、当社は、お預かりする実費相当額を変更することがあります。

第五章 契約の変更及び解除

第 14 条 (お客様の申出によるプログラム変更)

1 プログラム内容の変更 (同一プログラム内におけるご渡航日の変更)

(1) お客様は、当社に対し、プログラム契約において選択したプログラム自体の変更はせず、そのご渡航日の変更を申し出ることができます。

この場合において、当社は、できる限り、お客様の希望に沿うことができるように対応し、当社において書面、若しくは履歴に残る方法

(ファックス・電子メール) により変更の申し出を承諾したときに、プログラム契約につき、所定の変更がなされたこととなります。

(2) 前号の場合の手数料は、2 回までの変更は無料で行うものとし、3 回目以降の変更については、1 回につき 33,000 円とします。

2 プログラム内容の追加（同一プログラム内における新たなプログラムの追加）

(1) お客様は、当社に対し、プログラム契約において選択したプログラム自体の変更はせず、新たなプログラムの追加を申し出ることができます。

この場合において、当社は、できる限り、お客様の希望に沿うことができるように対応し、当社において書面、若しくは履歴に残る方法（ファックス・電子メール）により変更の申し出を承諾したときに、プログラム契約につき、所定の変更がなされたこととなります。

(2) 前号の場合の期間延長にかかる手数料は無料で行うものとする。なお、海外通信費・送金手数料は、1 件につき 5,000 円とする。

3 プログラム自体の変更（別のプログラムへの移行を伴う変更）

(1) お客様は、当社に対し、プログラム契約において選択されたプログラムを、別のプログラムに変更することを申し出ることができます。この場合、当社は、できる限り、お客様の希望に沿うことができるように対応し、当社において書面、若しくは履歴に残る方法（ファックス・電子メール）により変更を承諾したときに、プログラム契約につき所定の変更がなされたこととなります。

(2) 前号の場合の変更手数料は、2 回までの変更は無料で行うものとし、3 回目以降の変更については、1 回につき 33,000 円とします。

なお、海外通信費・送金手数料は、1 件につき 5,000 円とする。

4 第 1 項乃至第 3 項に定める手数料の支払期日は、当社がお客様からの申し出を承諾した日より 30 日以内といたします。

5 第 1 項乃至第 3 項のいずれの場合においても、

(1) 各項に定める手数料の他

(2) 本規約付属の別紙において定められた解約手数料並びに

(3) インターン先等及び現地エージェント等が支払いを求める解約手数料及びキャンセル料等を支払う必要がある場合があります。

その場合の料金はおお客様の負担と致します。なお、その際は必ず担当者からお支払いいただく金額及び支払期日をご案内させていただきます。

6 お客様による変更の申出にかかわらず、プログラム内容の変更又はプログラム自体の変更について、他のプログラムへの申込み状況、インターン先等の事情、出発までの期間その他の理由により、お受けできない場合があります。

インターンシップ等の事情、出発までの期間とは、各プログラムの特性、手配方法が異なる為、必ず担当にご確認下さい。

お客様が変更をご希望される場合には、変更後のプログラム内容又は変更後のプログラムについて当社又は当社提携先現地オフィスからご案内させていただくまでの間お待ちいただくこととなりますが、お待ちいただくことに関連して当社は一切の責任を負わないものとします。

第 15 条（その他の事由による契約内容の変更）

1 インターン先等又は当社以外の第三者（当社現地提携先オフィスを含む。）の都合、その他当社が管理できない事由により、インターン先等、日程、

その他のプログラム内容が変更されること及び変更後のプログラム内容が確定しないことがあります。

2 各種交通機関のスケジュールの変更、改正、その他の事由により日程、インターン先等、その他のプログラム内容が変更されることがあります。

3 当社は、インターン先等から得られる最新資料に基づき、プログラムに関する情報を提供するように努力しますが、インターン先等の事由により、インターン等の内容、費用その他のプログラム内容が変更されることがあります。

4 前3項に定められた事由によって、(1)プログラム内容の変更が生じた場合及び(2)変更後のプログラム内容が確定しない場合について、当社は一切責任を負わないものとします。

第 16 条 (お客様によるプログラム契約の解約)

1 お客様は、いつでも、プログラム契約を解約することができます。

2

(1)当社への解約手数料

お客様において、本条の規定に基づいて、プログラム契約を解約した場合、プログラムの進行段階に応じて、本規約付属の別紙に規定する解約手数料をお支払い頂きます。

(2)現地機関への解約手数料

お客様において、本条の規定に基づいて、プログラム契約を解約した場合において、インターン先等及び現地提携先オフィス等が定める解約手数料及びキャンセル料を支払うことが必要になる場合があります。

この場合、お客様において当該解約手数料及びキャンセル料をお支払い頂きます。

(3)上記(1)及び(2)の解約手数料の総額

上記(1)及び(2)の解約手数料の総額について、プログラム料金相当額を上限として請求させていただきます。

第 17 条 (お客様によるご出発予定日が経過した後の解約)

前条にかかわらず、お客様が「御申込書」に記載されたご出発予定日が経過した後に解約をされる場合、事由の如何を問わず、当社は一切の返金を致しません。また、本規約付属の別紙において定められた解約手数料の金額と当社が受領している金額に差額がある場合、当社はその差額をお客様に請求するものとします。

第 18 条 (当社による解約)

お客様に次に定める事由の一つが生じた場合、当社は、催告の上、プログラム契約を解約することができるものとします。

(1) 指定の期日までに必要な書類の送付がなされないとき。

(2) 指定の期日までにお申込金又は実費の支払いがなされないとき。

(3) お客様が当社に届け出た、お客様に関する情報に、虚偽あるいは重大な遺漏があることが判明したとき。

(4) お客様が海外旅行保険等保険契約を締結しないとき（締結しないことに合理的理由があり、かつ当社がその報告を受けている場合を除く。）。

(5) お客様にこの本規約に違反する事由があるとき

2 前項に基づき、当社がプログラム契約を解約したときは、本規約付属の別紙に規定する解約手数料相当額の損害金を頂きます。

なお、この場合には、これらの合計額について、プログラム料金を上回る事は致しません。

第 19 条 (当社による無催告解約)

1 お客様に次に定める事由の一つが生じた場合、当社は、催告することなく、プログラム契約を解約することが

できるものとしします。

- (1) お客様が、破産、私的整理又はこれに類する破産手続の申立又はその申立を受けたとき。
- (2) お客様が死亡、所在不明、又は三ヶ月以上にわたり連絡不能となったとき。
- (3) お客様がプログラム契約を維持しがたい不信行為に及んだとき。
- (4) その他当社がやむをえない事由があると認めたとき。

2 前項に基づき、当社がプログラム契約を解除したときは、本規約付属の別紙に規定する解約手数料相当額の損害金を頂きます。

この場合には、これらの合計額について、プログラム料金の金額を上限とすることは致しません。

第 20 条（当社の責に帰すべき事由による契約解約）

1 お客様は、当社の故意又は重大な過失により、プログラム契約の目的が達せられなくなったときは、プログラム契約を解約することができます。この場合、第 16 条 お客様によるプログラム契約の解約の 2、当社への解約手数料をお支払い頂く必要はございません。

2 前項の規定に基づいて、当該プログラム契約が解約されたときは、当社は、お客様から収受したプログラム料金、費用等をお客様に払い戻します。

但し、お客様が解約までの間に利用したプログラムの対価に相当する金額、航空券代、保険代、また当該プログラムに付随する他のサービス費用は除きます。なお、本条の規定は、本規約に基づく、お客様の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

3 本条に基づく当社の責任は、第六章の規定を前提とするものであり、同規定に定める責任範囲や免責事項の適用に影響を与えるものではありません。

第六章 責任

第 21 条（当社の責任範囲）

1 当社は、第 7 条乃至第 9 条の範囲において、プログラム契約で規定されたサービスを提供するものであり、インターン等の内容について保証するなどの責任を負うものではありません。インターン等の内容は、各インターン先等が独自に企画又は運営し提供するものであり、当社が自らのサービスとして提供を行うものではありません。

2 当社は、本規約に基づいて、お客様の希望するインターン先等に対する申込手続の代行、情報提供、出発にあたってのオリエンテーションなどサービス提供を行うものであり、インターン先等への就職、インターンシップ受入れ、入学又は課程の修了、資格取得を請け負ったり、その内容等の保証を行ったりするものではありません。

第 22 条（免責事項）

1 当社は、以下に列挙する事由によるプログラムの変更もしくは不能又はお客様に生じた損害については責任を負いません。

また、以下の事由に該当する場合、申込金、プログラム手数料、費用、変更手数料等、お客様が既に当社に支払済みの費用は返金致しません。

- (1) お客様の語学力などの事情、お客様の主観的理由に基づきお客様のインターン先等が決まらない場合。
- (2) お客様のインターン先等の事情により、インターン等の内容、費用等が、当社の説明と異なり、又は、プログラムが変更され、不能となった場合。
- (3) インターン先等の都合又は当社が管理できない事由により、日程、宿泊先その他のプログラム内容が変更さ

れ、不能となったとき。

(4) 各種交通機関のスケジュールの変更、改正、その他の事由により、日程その他のプログラム内容が変更され、不能となったとき。

(5) 天災、地変、戦争、暴動、ストライキ、学校の倒産、その他当社の管理できない事由により、プログラム内容が変更され、不能となった場合。

1 当社は、現地サポートサービスとして、身元保証サービスを行うことがありますが、当社としては、これにより金銭的又は法的責任を負うものではありません。万一、当社が金銭的又は法的責任を負い、当社が金銭を支払い又は支払義務を負担し、その他損害を被った場合には、お客様は当社に対し、直ちに、それらを弁償しなければなりません。

2 当社は、現地サポートサービスとして、郵便物・手荷物無料預かりサービスを行うことがありますが、当社の故意又は重過失に基づかない盗難、紛失、破損事故について当社は責任を負いません。

3 当社は、お客様の特定の行動に対し指示又は指導を行いますが、お客様は、個人の責任において行動をするものとし、次に例示するような事柄の責任は、お客様個人に帰し、当社は何らの責任も負いません。

(1) お客様が現地の法令を遵守し、刑事事件又はそれに準ずる行為を行わないようにすること

(2) お客様が現地滞在中に、現地における危機管理、安全、健康その他に配慮をし、事件又は事故に巻き込まれないようにし、病気等にならないように配慮すること

(3) お客様において当社の他のお客様、受入先、宿泊先その他の第三者との間で円満な人間関係を築き、紛争を回避し又は発生した紛争を解決すること

第 23 条 (損害の負担)

1 当社は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、お客様が被った損害についてその責任を負わないものとします。

2 当社では現地サポートサービス提供のため、現地提携先オフィスが業務を行うことがありますが。現地提携先オフィスによる現地サポートサービスに関連して、お客様が何らかの損害を受けた場合、当社に故意又は重大な過失による管理又は監督上の責任がある場合を除き、当社は何らの責任も負いません。

3 お客様が、インターン先等において、何らかの損害を被った場合でも、当社は、当社にインターン先等の選定についての故意又は重大な過失がある場合を除き、何らの責任も負いません。

4 お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は当社に対し、その損害を賠償しなければなりません。

第七章 個人情報保護

第 24 条(個人情報保護方針)

(1) コンプライアンス・プログラムの策定及び継続的改善

当社は個人情報を適切に利用し保護するための「個人情報保護遵守規程 (コンプライアンス・プログラム)」を策定し、これを確実に実施致します。

またこれを維持し、継続的に改善します。

(2) 適切な個人情報の収集、利用及び提供

当社は個人情報保護のための管理体制を確立するとともに、当社の事業内容及び規模を考慮した適切な個人情報の収集、利用、提供において所定の規程に従い適切に取り扱います。

(3) 個人情報の利用について

当社では、お問い合わせ、資料請求、カウンセリング予約、お申込みなど、お客様から収集したお名前・ご住所・Eメールアドレス・電話番号などの個人を特定できる情報を手配目的の範囲内に限り、収集することがあります。お客様から収集した個人情報について、当社の活動の範囲内において保存し、利用致します。当社に個人情報をご提供いただいた場合、当社もしくは業務委託先から電話、電子メール、その他の方法によりご連絡や情報をお届けさせていただくことがあります。これらの情報配信を希望されない場合はご連絡いただければ情報配信を停止させていただきます。

また業務委託先においては厳密な選定基準を設け、個人情報の管理、秘密保持、再利用の禁止など周知徹底させます。

(4) 個人情報の提供について

当社は、お客様の同意を得ることなく業務委託先以外の第三者に対し個人情報を開示することは一切ありません。ただし、法令に基づいて、司法、行政またはこれに類する公的機関から開示を求められた場合は、この限りではありません。

(5) 安全対策の実施

当社は、情報セキュリティ対策をはじめとする安全対策を実施し、個人情報への不正アクセスまたはその破壊・改ざん・漏洩などの予防に努めます。

(6) 情報主体の権利尊重

当社は、お客様本人から個人情報の開示、訂正、削除または利用もしくは提供の拒否を求められたときは、合理的な範囲でこれに応じます。

(7) 法令の遵守

当社は個人情報の取り扱いにおいて当該個人情報の保護に適用される法令及びその他の規範を遵守します。また、当社コンプライアンス・プログラムをこれら法令及びその他の規範に適合させていきます。

第八章 雑則

第 25 条 (一般義務)

お客様は、次の各号を遵守し、COI プログラムの円滑な運営に協力して頂くこととなります。

- (1) 法令、公序良俗、慣例に違反するような行為を行わないこと。
- (2) インターン先等の各種規則に従って、行動すること。
- (3) COI 会員相互に親睦を深めるように努めること。
- (4) 当社、現地サポートサービス提供機関、インターン先等はもちろんのこと、現地の人々に対しても常識をわきまえて行動すること。

第 26 条 (裁判管轄)

プログラム契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 27 条 (本規約の変更)

本規約は、事情により告知なしに変更されることがあります。

第 28 条 (発効期日)

本規約の内容は、2018年6月1日以降に申し込まれるすべてのプログラム契約に適用されます。